

# 中澤省一郎のSS経営メールマガジン No.35

(配信は不定期です。できる限り月1回以上は配信します)

## 第1部 会社+認定支援機関+金融機関で経営改善：全額の借換保証+αも <http://nakazawa-cpa.net/shikin.html>

金融円滑化法が来年3月で廃止になるのは、ご存知だと思いますが、金融庁や経済産業省・中小企業庁は、「やる気のある中小企業」「やればできる中小企業」を何とか経営改善したいと色々な施策を打っています。私には、本気に見えます。

会計士や税理士業界では、「経営革新等支援機関」の認定に関しては、冷やかな方が多数居ます。

多くの会計専門家は、「経営改善計画書は出来ても、経営改善は不可能だ」と思っています。

つまり、「経営改善計画書の作成」=「計画書の作成はしても実行するのは会社」=「経営改善の実行は不可能」だと思って、計画書を「絵に書いた餅」として作っているのです。

そもそもほとんどの会計士・税理士は、「経営改善を実行する武器」を持っていなかったのです。

私は、「自分で中小企業を運営していた経験」等という「経営改善を実行する武器」を有しておりましたが、この度、会社と認定支援機関（中澤公認会計士事務所）と金融機関が3者で経営改善を進めるにあたり、「100%の借換え保証+返済金額の縮減」という「経営改善の武器」を与えてくれました。

あまり知られていませんが、

- 11月1日よりGS業界は、保証協会の100%保証が受けられなくなり、80%保証になりました。このため金融機関は、10月以前に比べてGSへの融資へ慎重になっています。
- 金融円滑化法の廃止により「リスケ」（返済猶予等の条件変更等）ができなくなります。

ではどうすればよいのか？

(1) 会社と認定支援機関（中澤公認会計士事務所）と金融機関が3者で経営改善書の作成



(2) 保証協会の100%保証「借換」=据置可+返済額の縮減+新規借入



(3) 経営改善のための時間的猶予の確保



(4) 経営改善の確実な実行

何ども記述したように、「今までと同じ経営では、同じ結果」しか出ないのです。

「経営者が変わる事=経営者の意識改革+後継者への権限移譲」が全ての前提であり、「この経営者が変わる」ための時間的猶予が、「借換」により確保できるのです。その後は、皆様方次第です。

## 第2部 1月23日に個別相談会（2名）と中澤塾・新年会の開催

1月23日に以下の日程で、個別相談会と中澤塾と帝国ホテルでの新年会を開催します。

(年末年始にかけて業界再編のビッグニュースが入るかもしれません。その時には別途「SS経営セミナー」を開催します) 通常の中澤塾は、15名という定員制で実施しておりますが毎回、定員オーバーになっているので、今回は、帝国ホテルでの新年会と併せて、拡大開催とします。

新規入塾希望者（3名程度）は、塾生の同行・紹介等がある方で、既存会員の了解が必要ですが、塾生を全く知らない方で入塾を希望する方は、《[jyuku@nakazawa-cpa.net](mailto:jyuku@nakazawa-cpa.net)》宛にメールでお問い合わせ下さい。検討します。

なお、個別相談会は、中澤塾塾生を優先させていただきますので、ご承知おきください。

1月23日  
水曜日

- 個別相談（60分）  
10:30～11:30 《個別相談-1》  
13:00～14:00 《個別相談-2》

- 新年会《帝国ホテル》  
17:30～19:30 《中澤塾新年会》

- 中澤塾《日本教育会館》  
14:30～15:15 《メール部会》  
15:15～16:45 《質疑応答》  
※事前質問歓迎、原則レジメなし

- 参加費用  
中澤塾 8,000円  
懇親会 5,000円  
個別相談（60分） 10,000円